

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日、同月〇日及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県A市所在のB保育園に雇用され、園児の昼食やおやつを作る調理業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月頃に発病した「混合性不安抑うつ障害」は同僚とのトラブルが原因であるとして監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人の上記精神障害は業務上の事由によるものであると認め、これを支給する旨の処分をした。

請求人は、上記処分により支給される休業補償給付の金額が、障害厚生年金と併給調整され減額されたことを不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の受給する休業補償給付について、請求人が支給を受けている障害厚生年金との間で、併給調整を行った監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の付加的判断

請求人らは、労災保険法による休業補償給付と厚生年金保険法による障害厚生年金とは異なる領域に属する補償制度であることから調整を行うこと自体が不合理であると主張するが、労災保険法第14条第2項は、同一事由について休業補償給付と障害厚生年金との関係を明らかにするため設けられたものであり、休業補償給付と障害厚生年金が併給される場合には、支給調整する旨を明確に規定している。

当審査会としては、同規定には別異の解釈の余地がないと判断するところであり、したがって、労災保険法に基づき支給調整をしたことが不合理であるとの請求人らの主張を認めることはできない。なお、請求人らは、児童扶養手当を含めて調整措置を講じるべきであり、憲法に規定する生存権保障の観点から決定すべきである旨も主張しているが、同主張は、当審査会の判断が及ぶものではないことを付言する。

以上のことから、監督署長が、労災保険法の併給調整の規定に基づき休業補償給付の支給額を調整した上、請求人に対し休業補償給付を支給することとした処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

### 3 以上のとおりであるので、請求人の受給する休業補償給付について、請求人が支給を受けている障害厚生年金との間で、併給調整を行った監督署長の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。